

中小企業子育て支援助成金が創設されました！

中小企業で働く労働者が安心して出産し働きながら子育てできる環境を実現するために、育児休業や育児短時間勤務制度を実施し雇用環境整備に取り組む中小企業事業主（従業員100人以下）に対し助成金を支給します。

助成金の支給により、事業主には負担の軽減や継続就業による人材確保のメリットを実感してもらい、労働者の仕事と家庭の両立を支援します。

1. 実施期間

平成18年度から22年度までの5年間

2. 支給対象事業主 次の全てに該当する事業主が対象となります。

常時雇用する労働者の数が100人以下であること。

次世代育成支援対策推進法に基づき[一般事業主行動計画](#)を策定し届出していること。

労働協約又は就業規則に[育児休業・短時間勤務制度](#)について規定していること。

当該企業において平成18年4月1日以降、初めての育児休業取得者又は短時間勤務制度適用者が出たこと。平成18年3月31日までにいずれかの対象労働者が1人でも出ている事業主は対象となりません。

育児休業取得者・・・子の出生後6か月以上育児休業を取得し、職場復帰後6か月以上継続して常時雇用されていること。
子の出生の日まで雇用保険の被保険者として1年以上継続して雇用されていること。

短時間勤務制度適用者・・・3歳未満の子について6か月以上短時間勤務制度を利用したこと。

短時間勤務適用開始まで、雇用保険の一般被保険者として1年以上継続して雇用されていたこと。

3. 助成額

育児休業取得者、短時間勤務適用者のいずれかの対象者が初めて出た場合に、2人目まで次の額を支給します。

1人目	育児休業	100万円（定額）
	短時間勤務	利用期間に応じ、60万円、80万円又は100万円
2人目	育児休業	60万円（定額）
	短時間勤務	利用期間に応じ、20万円、40万円又は60万円

<お問い合わせ> 富山労働局雇用均等室
富山市神通本町1-5-5 富山総合労働庁舎5階
電話(076)432-2740 Fax(076)432-3959